

学校選択制度の受け付けを開始します(小学校)

～通学区域の小学校を選ぶ場合は、手続きは必要ありません～

区では、新1年生を対象に、学校選択制度を実施しています。通学区域以外の小学校に入学を希望する場合は、学校選択票を提出してください。制度の概要は「広報しんじゅく」5月25日号または新宿区ホームページの学校運営課のページをご覧ください。



今回は、区立小学校の学校選択制度による受け付け開始に当たり、小学校の学校公開の日程をお知らせします。区立中学校の学校選択制度による受け付けは10月からです。詳しくは「広報しんじゅく」9月25日号でお知らせする予定です。

【問合せ】学校運営課学校運営支援係(第1分庁舎4階) ☎(5273) 3089へ。

小学校名・公開期間(説明会日時)

20年度受け入れ可能者数…◎は40名(1学級)、★は80名(2学級)、◆は120名(3学級)

津久戸小(津久戸町2-2) ☎(3266)1601 ▶9月13日(木)～15日(土) (13日(木)午後3時30分～4時30分)	★	戸山小(百人町2-1-38) ☎(3205)9507 ▶9月19日(木)～21日(土) (19日(木)午前10時40分～11時25分)	★
江戸川小(水道町1-28) ☎(3266)1602 ▶9月18日(水)～21日(土) (21日(土)午後2時30分～3時30分)	★	戸塚第一小(西早稲田3-10-12) ☎(3205)9508 ▶9月12日(木)～14日(土) (14日(土)午前9時～9時30分)	◆
市谷小(市谷山伏町1-3) ☎(3266)1603 ▶9月4日(火)～8日(土) (8日(土)午前10時40分～11時10分)	◆	戸塚第二小(高田馬場1-25-21) ☎(3205)9509 ▶9月10日(月)～14日(金) (10日(月)午前10時45分～11時20分)	★
愛日小(北町26) ☎(3266)1604 ▶9月12日(水)～14日(土) (14日(土)午前11時～12時)	★	戸塚第三小(高田馬場3-18-21) ☎(3227)2101 ▶9月10日(月)～14日(金) (13日(木)午前10時～11時)	★
早稲田小(早稲田南町25) ☎(3205)9501 ▶9月20日(木)～22日(土) (22日(土)午前11時30分～午後0時15分)	◆	落合第一小(中落合2-13-27) ☎(3565)0940 ▶9月13日(木)～15日(土) (15日(土)午後1時40分～2時25分)	◆
鶴巻小(早稲田鶴巻町140) ☎(3205)9502 ▶9月13日(木)～15日(土) (15日(土)午前10時25分～11時15分)	★	落合第二小(上落合2-10-23) ☎(3227)2102 ▶9月6日(木)・7日(金)・9日(日) (6日(木)午前11時30分～午後0時15分)	★
牛込仲之小(市谷仲之町4-33) ☎(3358)3762 ▶9月6日(木)～8日(土) (6日(土)午前10時～11時)	★	落合第三小(西落合1-12-20) ☎(3565)0941 ▶9月6日(木)～12日(水) (12日(水)午前11時30分～午後0時10分)	★
富久小(富久町7-24) ☎(3358)3763 ▶9月11日(水)～14日(土) (11日(水)午前10時20分～10時50分)	★	落合第四小(下落合2-9-34) ☎(3565)0942 ▶9月18日(木)～21日(土) (21日(土)午前10時30分～11時)	◆
余丁町小(若松町13-1) ☎(3205)9503 ▶9月6日(木)・7日(金)・10日(月)・11日(火) (7日(金)午後3時15分～4時)	★	落合第五小(上落合3-1-6) ☎(3227)2103 ▶9月19日(木)～22日(土) (22日(土)午前11時40分～午後0時15分)	★
東戸山小(戸山2-34-2) ☎(3205)9504 ▶9月3日(月)～5日(水) (4日(水)午前11時45分～午後0時15分)	★	落合第六小(西落合4-11-21) ☎(3565)0943 ▶9月6日(木)～8日(土) (8日(土)午前10時25分～11時)	★
四谷小(四谷2-6) ☎(5369)3776 ▶9月10日(月)～14日(金) (10日(月)午前10時40分～11時25分)	★	淀橋第四小(北新宿3-17-1) ☎(3227)2105 ▶9月15日(水)・19日(日)・20日(月) (15日(水)午前11時30分～午後0時15分)	★
四谷第六小(大京町30) ☎(3358)3767 ▶9月18日(水)～21日(土) (18日(水)午前11時～12時)	★	柏木小(北新宿2-11-1) ☎(3227)2104 ▶9月20日(木)～22日(土) (22日(土)午前10時～11時)	★
花園小(新宿1-22-1) ☎(3353)8276 ▶9月4日(火)～6日(木) (5日(木)午前10時20分～11時)	◎	西新宿小(西新宿4-35-5) ☎(3373)6031 ▶9月18日(木)～21日(土) (21日(土)午後3時30分～4時30分)	★
大久保小(大久保1-1-21) ☎(3205)9506 ▶9月12日(水)～14日(土) (14日(土)午前10時30分～11時15分)	★	西戸山小(百人町4-2-1) ☎(3227)2107 ▶9月11日(水)～13日(金) (11日(水)午前11時～11時30分)	★
天神小(新宿6-14-2) ☎(3358)3769 ▶9月6日(木)～8日(土)・11日(水)・12日(木) (8日(土)午前10時45分～11時30分)	★		

【対象】区内在住で、20年4月に区立小学校に入学する新1年生

【選択できる小学校】居住地の通学区域の小学校と、それに隣接する通学区域の小学校

※入学希望者が受け入れ可能者数を越えたときは、公開抽選を行い、入学者を決定します。兄弟が20年度以降もその学校に在籍している場合は、優先して抽選します。落選した方には通学区域の学校を指定しますが、希望者は補欠登録ができます。通学区域内の方は、抽選をせず、全員入学できます。

【申込み】通学区域以外の小学校を選択する方は、8月末に対象者に郵送する学校選択票を、9月3日(月)～28日(金)に学校運営課学校運営支援係へ提出してください。選択票の提出期間終了後に、応募状況を新宿区ホームページで公表します。

●学校公開・学校説明会の開催

第2回の学校公開と学校説明会を開催します。申し込みは必要ありません。当日直接、各学校へおいでください。日時は左表のとおりです。公開時間は原則として授業時間内です。詳しくは、各学校にお問い合わせください。また、新宿区ホームページから、各学校のホームページをご覧ください。

学校適正配置に関する懇談会を設置します

牛込地区の学校適正配置に関する懇談会を設置します。懇談会では下記の構成員の方にお集まりいただき、ご意見を伺いながら、今後の学校適正配置の進め方の参考にしていきます。

【期間】10月～20年2月

【設置懇談会】▶牛込A地区懇談会(小学校6校・中学校3校)…津久戸・江戸川・市谷・愛日・早稲田・鶴巻小学校、牛込第一・牛込第二・牛込第三中学校、▶牛込B地区懇談会(小学校5校)…牛込仲之・富久・余丁町・東戸山・天神小学校

【構成員】学校長代表、PTA代表、学校評議員代表、地域代表

【問合せ】教育環境整備課学校適正配置担当(本庁舎4階) ☎(5273) 3107へ。

漱石 散歩道

漱石の小道～歴史をたどって

今年、明治の文豪夏目漱石誕生140年です。新宿区は、漱石が生まれ、生涯を終えたまちです。漱石ゆかりの地や作品に登場する場所を写真で紹介いたします。【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273) 4064へ。

★第2回…漱石が歩いたまち(西新宿・矢来町)



▶十二社(現在の西新宿2丁目、新宿中央公園付近) 1908年(明治41年)、野間真綱氏への書簡に、久しぶりにここに散歩に出掛けたと記されています。当時の十二社には池や滝があり、景勝地としてにぎわっていました。

▶矢来町

漱石はイギリス留学からの帰国後、1903年(明治36年)1月～3月に、妻鏡子の実家(旧矢来町3番地)の離れに住んだといわれています。旧居は現在はありません。



※交通…「十二社」は都バス停留所十二社池の下、「矢来町」は東京メトロ東西線神楽坂駅

「四谷ひろば」運営協議会会員とボランティアを募集

20年3月に、旧四谷第四小学校跡地(四谷4-20)には、区民自身が運営協議会を設立し管理運営する「四谷ひろば」が開設されます。協議会の会員とボランティアを募集します。

【協議会の役割】清掃等の施設管理、異世代交流サロン・大人のサロン・親子のサロンの運営、各種イベントの企画運営、施設開放の受け付け等

【会員の要件】区内在住・在勤・在学か区内で活動している方で、ひろばの運営に参加する方

【今後の予定】▶10月…運営協議会設

立、協力団体(ボランティア協力し優先利用できる団体)および高齢者団体の受け付け、▶11月…登録団体(区内在住・在勤者)受け付け、▶20年3月下旬…ひろば開設

【申込み】所定の応募用紙を10月5日(金)までに、四谷特別出張所(〒160-8581内藤町87) ☎(3354) 6171・☎(3350) 9403へ郵送(必着)・ファックスまたはお持ちください。応募用紙は同出張所に備え付けてあるほか、新宿区ホームページの同出張所のページからも取り出せます。

年金時効特例法が施行

これまでは、再度の調査により年金記録が訂正されて年金額が増額した場合でも、時効のため直近の5年間の増額分のみお支払いしていました。

年金時効特例法の施行により、年金記録の訂正による増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または遺族の方へ全額をお支払いします。

◎手続き方法

▶今後、年金記録が訂正される方

記録訂正の手続き以外は必要ありません。年金記録の訂正に合わせて、自動的に手続きを行います。

▶すでに年金の受給を開始していて、過

去に年金記録の訂正をしている方

「時効特例給付支払手続用紙」等をお近くの社会保険事務所に提出してください。19年9月から、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を、順次、発送します。

早く手続きを希望する方は、手続用紙を社会保険庁ホームページ(☎http://www.sia.go.jp/)から取り出してください。下記へご連絡ください。

【問合せ】新宿社会保険事務所 ☎(5285) 8614、ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165へ。